



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 7 年度 障害者雇用促進セミナー 説明資料

(障害者雇用で活用できる助成金)

埼玉労働局職業安定部職業対策課

令和 7 年 1 月 26 日

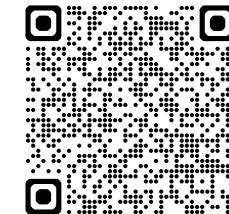
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

障害者雇用で活用できる助成金

1. 雇用保険二事業と雇用関係助成金

2. トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

（障害者短時間トライアルコース）



3. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

4. その他

（事業主の方へ）

障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ

「障害者トライアル雇用」のご案内

「障害者トライアル雇用」は、障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができます。

また、この制度の利用に当たっては助成金を受けることができます。事業主の皆さまには、「障害者トライアル雇用」を積極的に活用していくようお願いします。

助成金の支給額

■ 対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間）

障害者トライアル雇用求人を事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合、助成金を受けることができます。

■ 精神障害者を雇用する場合、月額最大8万円（最大8万円×3か月、その後4万円×3か月）

精神障害者を雇用する場合は、月額最大8万円の助成金を受けることができます。また、精神障害者は原則6～12か月間トライアル雇用期間を設けることができます。ただし、助成金の支給対象期間は6か月間に限ります。

「障害者トライアル雇用」の対象者

「障害者の雇用の促進等に関する法律 第2条第1号」に定める障害者に該当する方が対象で、障害の原因や障害の種類は問いません。

次のいずれかの要件を満たし、障害者トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
 - ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
 - ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている
- ※重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の方は上記①～③の要件を満たさなくても対象となります。

Q 短時間であれば働ける障害者を試行的に雇用する場合には？

- ▲ 精神障害者又は発達障害者で、週20時間以上の就業時間での勤務が難しい人を雇用する場合、週10以上20時間未満の短時間の試行雇用から開始し、職場への適応状況や体調などに応じて、トライアル雇用期間中に20時間以上の就労を目指す「障害者短時間トライアル雇用」制度もあります。
- ◆ 助成金の支給額は、対象者1人当たり、**月額最大4万円（最長12か月間）**
- ◆ 障害者短時間トライアル雇用求人の提出が必要です。

<ご注意>

- ◆ 求人件数を超えた障害者トライアル雇用は、実施できません。
- ◆ 障害者トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようお願いいたします。

事業主の皆さまへ

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母等 ① 高年齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者※ など	60万円（50万円） 短時間：40万円（30万円）	30万円（25万円）×2期 短時間：20万円（15万円）×2期
② 身体・知的障害者	120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）	30万円×4期（25万円×2期） 短時間：20万円（30万円）
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者	240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）	40万円×6期（33万円※×3期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期） ※3期は34万円

※出入国管理及び難民認定法第61条の第2項に規定する補完的保護対象者の認定を受けている者（）内は大企業に対する支給額

・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後（1期）、1年後（2期）に2回支給するイメージです。

・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。

・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。

・採用日時点の高年齢者が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし①の「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります）。

・①の区分には、これ以外にも「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国人」「北朝鮮帰国被害者等」「認定駐留軍関係離職者（45歳以上）」「沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）」「漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）」「アイヌの人々」などが対象となります。

助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※雇入れ時点で継続雇用（上記の雇用形態であり、対象労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）が確実であると認められる場合に助成対象となります。

【ご案内】

本コースの対象となる労働者を雇い入れ、訓練+員上げを実施した場合に、本コースの**1.5倍の助成額**を支給する「成長分野等人材確保・育成コース」があります。

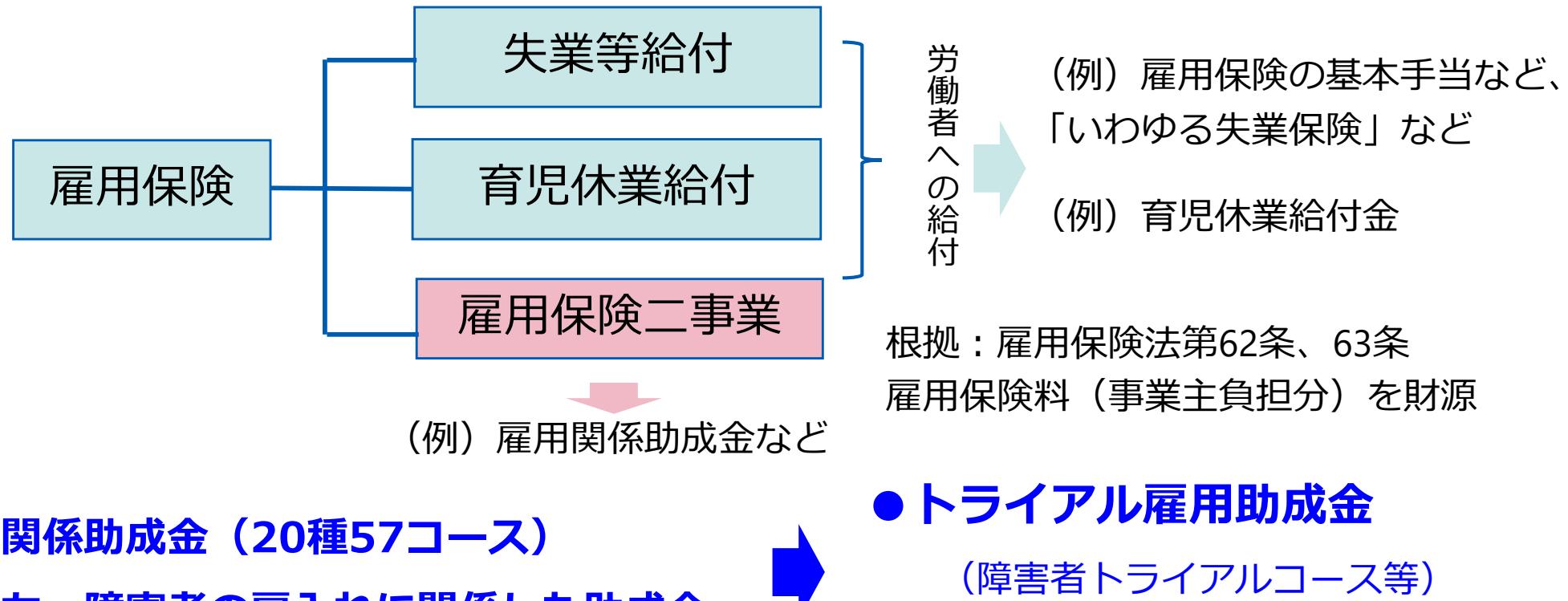
対象者に人材育成などをお考えの事業主の皆様は、こちらのページもご覧ください。

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース） | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

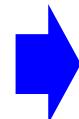


1. 雇用保険二事業と雇用関係助成金

- 雇用保険法上、いわゆる失業給付などの労働者への直接給付とは別に、附帯事業として、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的として、雇用安定事業及び能力開発事業（雇用保険二事業）を行うことができます。



雇用関係助成金（20種57コース）
のうち、障害者の雇入れに関係した助成金



●トライアル雇用助成金

(障害者トライアルコース等)

●特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者コース等)

2. トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース①）

概要

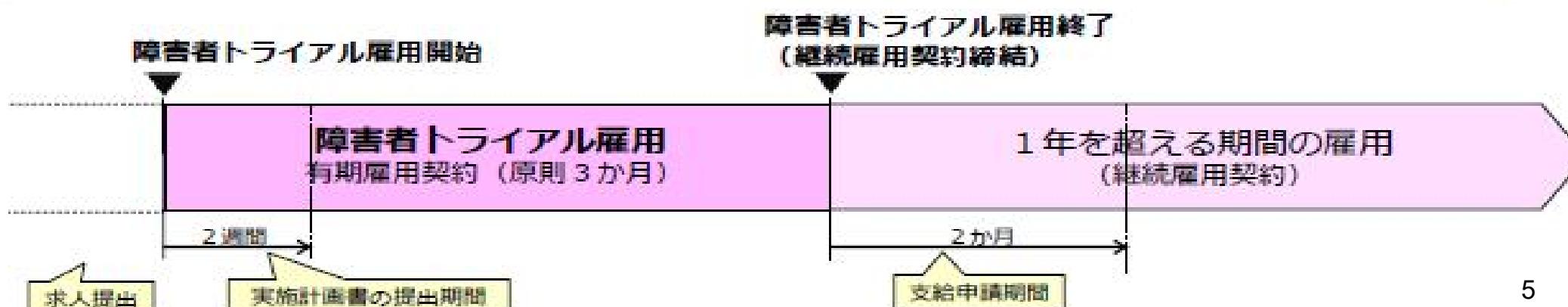
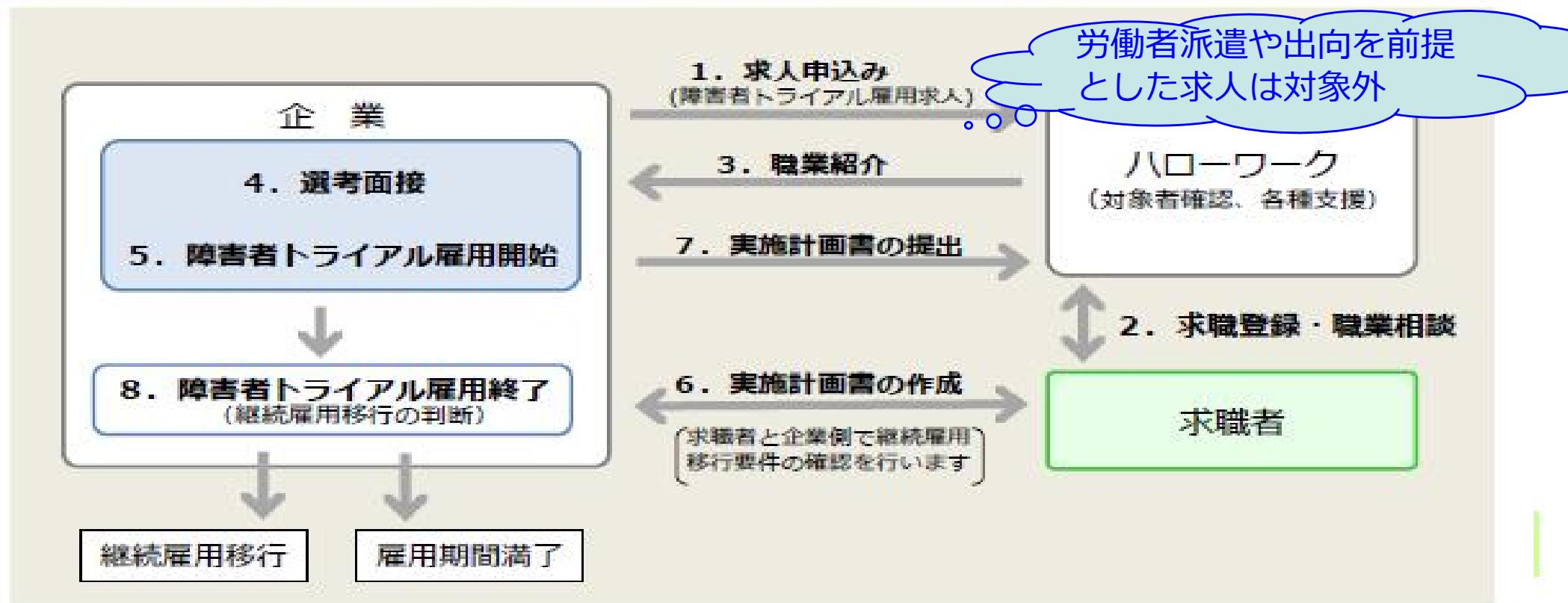
- 「障害者トライアル雇用」は、障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができます。
- 障害者トライアル雇用の週所定労働時間
週20時間以上



2. トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース②）

「障害者トライアル雇用」の仕組み

ハローワークから紹介を受けた場合



2. トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース③）

対象となる人

（注）以下のもの以外にも要件はありますので、詳細は厚生労働省HP等をご確認ください。

○障害者雇用促進法に規定する障害者のうち、次のいずれかに該当する者

- （1）紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している者
 - （2）紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している者
 - （3）紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている者
 - （4）重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者
- （4）の場合（1）から（3）は関係なし

【職業紹介時において、以下のいずれかに当たる人は対象外】

- 継続雇用されている者
(重度身体障害者、重度知的障害者、45歳以上の身体障害者、知的障害者、精神障害者は除く。)
- 職業紹介時において、自ら事業を営む者又は役員に就いている者であって、1週間当たりの実労働時間が30時間以上の者
- （いわゆる学校教育法でいう）学校に在籍している学生（例外あり）
- すでに障害者トライアル雇用期間中の者

2. トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース④）

助成期間や助成額

【精神障害者以外】

- ・助成期間：最長3か月
- ・トライアル雇用期間：原則3ヶ月
- ・助成額：1人あたり月額最大4万円

【精神障害者】

- ・助成期間：最長6か月
- ・トライアル雇用期間：原則6～12か月
- ・助成額：雇入れから3か月間 → 1人あたり月額最大8万円
雇入れから4ヶ月以降 → 1人あたり月額最大4万円

2. トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース⑤）

主な支給要件（リーフレット抜粋）

（注）以下のもの以外にも要件はありますので、詳細は厚生労働省HP等をご確認ください。

※次に該当する事業所等、支給対象にならない場合もありますので、ご留意ください。

1	雇用保険適用事業所でない事業主
2	基準期間（障害者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から障害者トライアル雇用期間を終了する日までの期間をいう）に、障害者トライアル雇用を行う事業所において、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させたことがある場合
3	基準期間に障害者トライアル雇用を行う事業所において、特定受給資格者となる離職理由のうち、「雇用保険被保険者離職票」の離職区分コードの1Aまたは3Aの理由によって離職した人の数を事業所全体の雇用保険被保険者数で割った割合が、6%を超えていた場合（この離職者数が3人以下の場合を除く）
4	高年齢者雇用確保措置をとっていなかったために、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条第2項」に基づく勧告を受けた後、支給申請日までにその是正がなされていない場合
5	障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業（A型）を行う事業所である場合（対象労働者を職員などの施設利用者以外の人として雇い入れる場合を除く）
6	障害者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、障害者トライアル雇用を行った事業所において、障害者トライアル雇用を実施した後に継続雇用する労働者として雇用されなかった障害者（障害者本人の都合による離職や本人の責めに帰すべき解雇等は除く）の数に障害者トライアル雇用結果報告書兼障害者トライアル雇用助成金支給申請書が提出されていない人の数を加えた数が3人を超え、継続雇用する労働者として雇用された数を上回っている場合

2. トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

概要、助成内容等

○概要

直ちに週 20 時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から 12か月の期間をかけながら、週 20 時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成

○障害者短時間トライアル雇用の週所定労働時間

週 10 時間～20 時間未満

○助成期間や助成額

1 人あたり月額最大 4 万円（最長 12 か月間）

2. トライアル雇用助成金（障害者トライアル雇用の事例）

障害者トライアル雇用を活用された事業所の事例

〈ケース1〉

【障害者】

男性40代 重度知的障害・難病の重複障害
障害特性：運動失調症状（歩行が不安定等）、
言葉がうまく話せない
職歴：警備員8年、食品製造工6年、建築塗装工4年

求職者のニーズ

求人事業主のニーズ

① 就職に向けた課題

- 近年になって重複障害となり、以前よりさらに手厚い支援体制の立ち上げを要する。

② 支援内容・ポイント

- 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所が連携し、チーム支援を実施。
- 地域障害者職業センターでは知的障害の重度判定と職業指導、就業・生活支援センターでは職場適応のための助言、就労移行支援事業所では障害特性の理解などの本人向け支援を行う。

【事業主】

畜産食料品製造業、小規模事業所
障害者雇用の経験なし
障害者雇用に不安がある

① 障害者雇用に当たっての課題

- 小規模事業所であり、障害者の雇用経験がなく、障害者を雇用するノウハウがない。
- 障害者を雇用することに漠然とした不安あり。

② 支援内容・ポイント

- 薬剤作業員として職場実習を経て、トライアル雇用を開始。
- チーム支援体制により、職員が定期的に事業所を訪問し、障害特性の理解、受け入れ環境の整備が進展。
- 本人の作業への習熟、持続力を見極めながら、就業時間を延ばしていくよう助言。

③ 結果

- 職場実習とトライアル雇用により、実際に作業する様子を事前に間近で見ることで、労働能力を確認でき、障害者を雇用する不安を払拭することができた。
- トライアル雇用終了後は、継続雇用に移行。障害者就業・生活支援センターが引き続き支援を継続。

3. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース①）

対象者の種類・年齢

高年齢者（60歳以上）や障害者などの就職が特に困難な方（65歳未満）を、
ハローワークまたは職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用（※）する労働者
(被保険者)として雇入れた事業主に対して助成

採用する労働者	雇入れ時の年齢
高年齢者（60歳以上） ① 母子家庭の母等、ウクライナ避難民、補完的保護対象者 など	高年齢者は60歳以上 それ以外の方は、65歳未満
② 身体・知的障害者	65歳未満
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者	65歳未満

週所定労働時間 20時間以上30時間未満：短時間労働者 30時間以上：短時間労働者以外

（※）正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新）として採用する方が対象です。有期雇用の場合は「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合で65歳以上まで継続雇用し、かつ当該雇用期間が2年（一部3年→重度障害者の場合）以上である場合に助成対象。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

3. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース②）

助成期間や助成額

※1 短時間労働者：週所定労働時間が30時間未満の被保険者。

※2 () 内は中小企業以外の企業に対するもの。対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

対象労働者 【短時間労働者以外】	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上）、母子家庭の母等、ウクライナ避難民、補完的保護対象者	60 (50) 万円	1年	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)
身体・知的障害者	120 (50) 万円	2年 (1年)	30万円 × 4期 (25万円 × 2期)
重度障害者等（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）	240 (100) 万円	3年 (1年6か月)	40万円 × 6期 (33万円※ × 3期) ※第3期の支給額は34万円

対象労働者 【短時間労働者】	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上）、母子家庭の母等、ウクライナ避難民、補完的保護対象者	40 (30) 万円	1年	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)
障害者	80 (30) 万円	2年 (1年)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)

(注) 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合は支給額の減額、助成額が支給対象期の賃金総額を上回る場合は賃金総額が上限。12

3. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース③）

支給申請の手続き

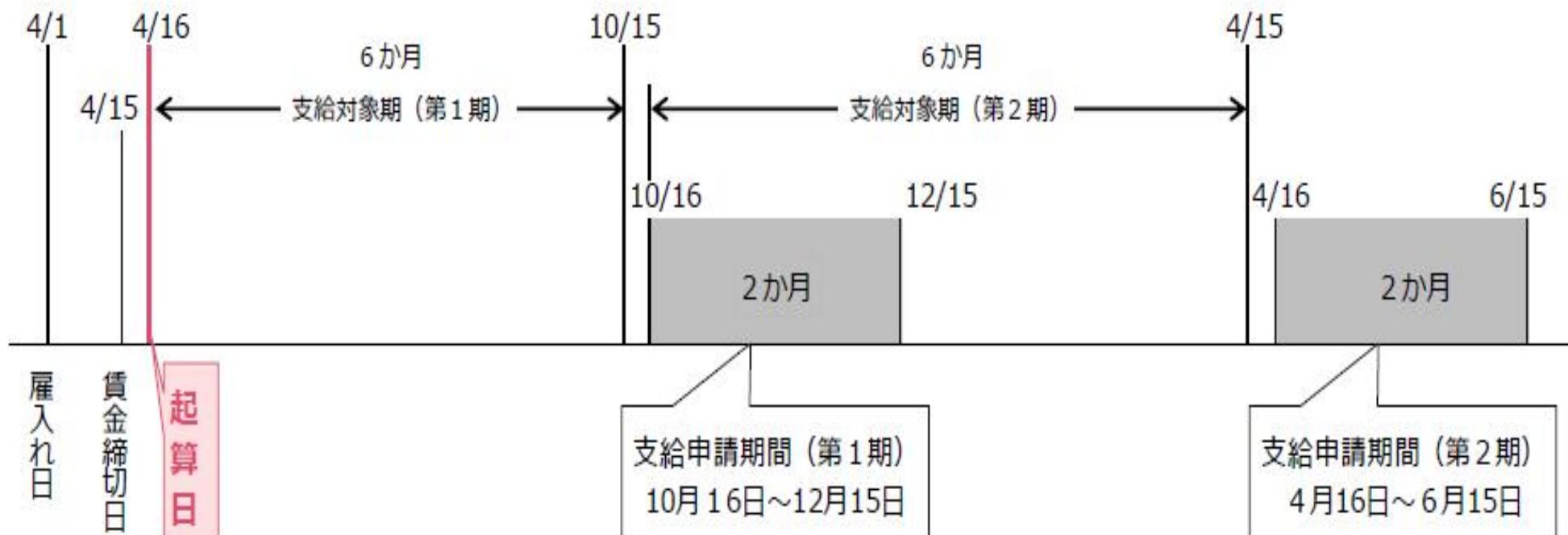
○支給対象期（※）ごとに2～6回に分けて支給

○申請期間は各支給対象期の末日の翌日から「2か月以内」

※起算日から6か月間ごとに区切った期間。起算日は、次のようにになります。

- ・賃金締切日が定められていない場合は、雇入れ日
- ・賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日
(ただし、賃金締切日に雇い入れられた場合は、雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に
雇い入れられた場合は雇入れ日)

例：4月1日に中小企業事業主が高年齢者を雇い入れた場合



3. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース④）

対象者に係る主な要件（概略）

（注）以下のもの以外にも要件はありますので、詳細は厚生労働省HP等をご確認ください。

- ハローワークなどの職業紹介以前に、採用に向けた選考を開始した者でないこと
- 職業紹介時点で、在職者（週20時間以上働くなど、雇用保険の被保険者やこれと同様の者）でないこと
 - ※ ただし、重度障害者等（重度障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者、チャレンジ雇用で雇用された者であって、短時間労働者以外で採用された人は、本条件は対象外）
- 採用された事業所と関係のあった者でないこと
 - ※ 対象者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から雇入れ日の前日までに、当該事業所での就労（出向・請負・委任・派遣先就労含む）があったり、事業主と3親等以内の親族である場合は、助成対象外
- 対象者の雇入れ日の前日から起算して3年前の日から雇入れ日の前日までに、事業所にて通算して3か月を超えて訓練・実習等（※）を受講したことがある者でないこと
 - ※ 雇用関係はないが、訓練・職場体験、職場実習その他の職場適応に係る作業等を実施するもので、週平均3日以上実施のもの（ただし、特別支援学校が教育課程で実施するもの、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業等は除く。）
- 助成対象期間の途中などにおいて、離職した労働者でないこと
(支給対象期末日で雇用していること) ※労働者の責めに帰すべき理由による解雇などは除く。

3. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース⑤）

主な事業所に係る支給要件（概略）

（注）以下のもの以外にも要件はありますので、詳細は厚生労働省HP等をご確認ください。

- （1）雇用保険の適用事業主であること
性風俗関連事業の事業主でないこと（接待業務等での採用の場合）
- （2）対象労働者の賃金を支払っていること
- （3）労働保険料を滞納していないこと
- （4）採用日前後6か月間に事業主都合による解雇（退職勧奨含む）をしていないこと
(天災によるやむを得ない解雇、重責解雇を除く。)
- （5）採用日前後6か月間に、特定受給資格者（雇用保険の離職票上の離職区分コードが1A又は3Aとして受給資格決定された者）が、対象労働者の採用日における事業所の被保険者数の6%（特定受給資格者となる離職者の数が3人以下の場合を除く。）を超えていないこと
- （6）対象労働者の雇入れ日より前に特定就職困難者コースの支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から起算して過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇・雇止め等していない事業主であること

4. その他

- トライアル雇用後に継続雇用に移行した場合、トライアル雇用助成金と特定求職者雇用開発助成金の第1期分の支給が、併給調整され、選択になります。



- 特定求職者雇用開発助成金については、令和8年4月の申請から、賃金台帳（労働基準法第108条で定められた法定帳簿（※））の添付が必須になります。
(※) ・氏名 ・賃金計算期間 ・労働日数 ・労働時間数 ・時間外労働の労働時間数
・休日労働深夜労働の労働時間数 ・基本給や手当等の種類とその金額等

- 雇用関係助成金には、様々な政策目的に基づいて、多様なメニューが用意されており、障害者雇用の推進に御検討・御活用のほどお願いします。
- 雇用関係助成金については、労働者・事業主の皆様が納付された雇用保険料等が財源になっており、定められた要件に基づいて支給されています。要件等については、事前に御確認いただき、御不明な点は事業所を管轄するハローワーク・労働局に御相談ください。